

多久市福祉振興基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第 1 2 号

多久市福祉振興基金管理規則の一部を改正する規則

多久市福祉振興基金管理規則（平成 2 年多久市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「団体又は個人が行う市民の福祉振興事業の活動のうち」を「多久市社会福祉協議会等が行う高齢者保健福祉の増進及び市民の福祉活動振興に資する事業で」に改め、同項第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 在宅福祉等の普及及び向上に関する事。
- (2) 健康及び生きがいつくりの推進に関する事。
- (3) ボランティア活動の推進に関する事。

第 3 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 団体又は個人が行う市民の福祉振興事業活動の推進

第 3 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 4 条中「次のとおり」を「予算の範囲内」に改め、同条各号を削る。

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項中「運用」の次に「し第 3 条に規定する事業の適否を審査」を加え、同条を第 5 条とする。

第 7 条から第 1 3 条までを削り、第 1 4 条を第 6 条とする。

様式第 1 号から様式第 3 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。